

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（厚生労働省）

制 度 名	情報基盤強化税制	
税目（条文番号）	法人税、所得税 租税特別措置法（第 10 条の 6、第 42 条の 11、第 68 条の 15）	
見 直 し の 内 容	<p>情報基盤強化税制の対象設備のうち、資本金 1 億円以上の企業が導入するサーバについては、トップランナー基準等を満たした省エネ効果の高いサーバのみを対象とすることで、対象設備の絞り込みを行う。</p>	
	増収見込額 （平年度）	+13,726 百万円
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>○情報化社会の進展に伴い、サーバを中心とする IT 機器の消費電力も急増。IT 機器による消費電力は 2025 年には現在の 5.2 倍（国内の全消費電力の約 20%）に到達すると推計されており、情報化を進めるに当たってエネルギー消費とのバランスを考慮することは強い社会的要請となっている。</p> <p>○特に、多くのサーバを購入・利用する大企業についてはこの要請が強く、情報基盤強化税制の対象となるサーバについて一定のエネルギー効率を求めることで、省エネと企業の競争力強化を同時に実現していく必要がある。</p> <p>○なお、中小企業については、大企業と比べて IT 投資余力が少なく、省エネ効果の高いサーバへの投資が難しいことを考慮し、資本金 1 億円以上の企業が導入するサーバについてのみエネルギー効率の要件を課すこととする。</p>	